

# 宮代町教育振興基本計画

平成 28 年度～平成 32 年度



憧れを未来につなぎ  
生きる力をはぐくむ  
宮代教育



宮代町教育委員会

## 本計画の策定にあたって

宮代町教育委員会では、基本理念「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」のもと、毎年度「教育行政重点施策」を策定し、教育に関する諸課題の解決に積極的に取り組んでまいりました。また、この重点施策に基づき実践した各事務事業の成果については、毎年度自己評価と第三者による客観的な点検・評価を経て改善に努めてきました。

こうした中、平成 27 年 4 月に施行された改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による「新教育委員会制度」がスタートしました。この新制度では、地方公共団体の長と教育委員会で構成される「総合教育会議」による協議と調整の場が設けられるなど、双方のより一層の連携と協力体制の構築が位置づけられています。

今日、かつてないスピードで変革する社会の変化を読み解き、町民の皆様にとってより良い学びの環境を創造するためには、町当局、教育委員会双方が、それぞれの立場と責任でしっかりと協議、調整を行い、地域の実情を踏まえて取り組むことにより、宮代教育の更なる充実・発展を図る必要があります。また、教育行政の推進にあたりましては、大学等の関係教育機関や、家庭、地域社会との連携・協力も不可欠です。

こうしたことから、宮代教育の取り組み方針と目標、諸施策をまとめ、本教育振興基本計画策定の運びとなりました。

地域の皆様におかれましては、引き続き教育の振興のためにより一層のご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 28 年 3 月  
宮代町教育委員会

## あいさつ

宮代町は、東武スカイツリーラインの東武動物公園駅をはじめ、姫宮駅、和戸駅の3駅を有する利便性と豊かな自然を併せ持つ、暮らしやすく、温かな人情のあるまちです。また、「東武動物公園」、「日本工業大学」など、魅力的な地域資源がたくさんあります。こうした素晴らしい環境は、先人たちのたゆまぬ努力によって創りあげてきた歴史や地域に根ざした文化、そして自然と調和して生活する知恵が、今日まで受け継がれてきたものです。

これらを総合的に連携させ、全国に誇れる宮代町、未来に向かい成長する宮代町のまちづくりを進めることが現代に生きる私たちの使命でもあります。

そのためには、宮代町に住み、働き、学ぶすべての人々が、共に支えあい、生きがいを持って暮らし、輝くことのできる街でなければなりません。その「人づくり」に大きな役割を担うのが「教育」です。次代を担う子供や若者が、希望を持って、未来に向かって成長できる環境整備、そして地域社会や家庭環境の変化に対応しながら、社会のつながりを再構築していくことが、これからの私たちに取り組んでいかなければならないことであると考えます。

そのような中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成27年4月から新たな教育委員会制度がスタートしました。この制度では、いわゆる町長部局と教育の専門家である教育委員会とが、正に車の両輪として町民の皆様の学びを支え、生涯にわたり充実した暮らしを支えるものでありと考えます。

このたび、教育委員の皆様真剣な討議を重ねていただき、「宮代町教育振興基本計画」が策定されました。この計画では、「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」を理念として、また諸施策の実現に向けて、家庭、学校、地域および関係団体と一体となって施策を推進し、小中学校は元より地域全体ですべての住民の皆様に教育に関わっていただき、ともに取り組みを進めていくことが何よりも重要です。一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 28 年 3 月  
宮代町長 榎本 和男

# 目 次

<u>I 宮代町教育振興基本計画概要</u>	
1. 計画策定の趣旨・背景	5
2. 計画の位置づけ	5
3. 教育を取り巻く社会の状況	6
(1) 少子高齢化・核家族化	6
(2) 国際化・高度情報化	6
(3) 地球環境問題	6
(4) 学校教育	6
(5) 生涯学習	7
<u>II 計画の全体像</u>	8
施策の体系	9
<u>III 基本計画ごとの主要施策と取り組み</u>	12
方針1 未来を拓く、心豊かでたくましい児童生徒の育成	
基本目標1 確かな学力と自立する力の育成	12
(1) 一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、 個性を生かす教育の充実	12
(2) 伝統と文化を尊重し、国際性をはぐくむ教育の推進	13
(3) 社会の変化に柔軟に対応する学校教育の推進	14
(4) 特別支援教育の推進	15
基本目標2 健康で心豊かな児童生徒の育成	16
(1) 豊かな心をはぐくむ教育の推進	16
(2) 総合的な不登校対策の推進	17
(3) 健康・安全教育の推進	18
(4) 学校教育における人権教育の推進	19
(5) 学校給食の充実と食育の推進	20
基本目標3 地域に開かれた質の高い学校教育の推進	21
(1) 創意を生かし、家庭・地域に開かれた 特色ある学校づくりの推進	21
(2) 教職員の資質向上	22
(3) 学習環境の整備・充実	23

方針2 町民の創意を生かした学びの場づくり	
基本目標4 家庭・地域の教育力の向上	24
(1) 家庭の教育力の向上	24
(2) 青少年健全育成の推進	24
基本目標5 生涯学習とスポーツの振興	26
(1) 町民の創意を生かした生涯学習の推進	26
(2) 人権教育の推進	27
(3) 郷土の伝統文化の継承と新しい町民文化の創造	28
(4) 地域スポーツの振興	29
<u>IV 計画を推進するために</u>	
1. 社会との関係、支援と協力	31
(1) 地域との連携	
(2) 家庭との連携	
(3) 企業や大学等、他機関との連携	
2. 学校や社会教育施設の活動、連携・協力体制の強化	32
(1) 学校の活動	
(2) 社会教育施設の活動	
<u>V 計画期間中の成果目標</u>	33
<u>VI 資料 用語の解説</u>	35
基本計画本文中(※)の印を付した用語の解説	

# I 宮代町教育振興基本計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨・背景

宮代町教育委員会では、国・県の取り組みや提言、町の第4次総合計画に沿って、毎年度教育行政重点施策を策定し、「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」の実現に向けて取り組んでいます。

今般、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長部局との連携強化を旨として、平成27年4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行され新しい教育委員会制度がスタートしました。これを契機として、これまでの取り組み実績や成果を踏まえ、今後の町の教育に関する方向性と目標を明らかにし、目標ごとの具体的な取り組みなどを「教育振興基本計画」として示すこととしました。

本計画では、町の実情に即した教育の理念や方針を基に、学校教育と社会教育を柱とした、教育振興のための施策に関する基本的な事項をまとめています。

教育基本法(抜粋)  
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2. 計画の位置づけ …国や県の基本方針に沿って宮代町の実情に合わせた取り組みを実践



### 3. 教育を取り巻く社会の状況

#### (1) 少子高齢化・核家族化

人口減少、少子高齢化と言われる今日ですが、宮代町においても、年少人口の減少、高齢人口の増加は顕著となっています。また、1世帯当りの家族数の減少や核家族化の進展により、家族、地域社会における結びつきが弱まり、地域の連帯感が薄れると同時に、子育ての悩みを抱える保護者が増えているといわれています。

このような社会環境の中で次代を担う子供たちの豊かな人間性をはぐくむためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任のもと、互いに連携して、まさに地域全体で子供たちの成長を見守っていくことが大切です。そして、高齢者も生きがいをもって地域社会で暮らしていくために、生涯を通じて様々な機会ですら学ぶことができる環境を整備していく必要があります。

#### (2) 国際化・高度情報化

交通機関やICT（情報通信技術※）の飛躍的発達と普及により、多くの分野で国を越えた相互交流が進んでいます。こうした国際社会を主体的に生きる人材を育成するためには、外国語学習や国際理解教育を推進すると同時に、自己の確立と、日本そして郷土である埼玉県、宮代町の伝統文化を理解し、尊重する態度をはぐくむことが必要です。

また、ICTの発達は豊かで便利な生活をもたらす一方、インターネットや携帯電話を介した犯罪が社会問題となっています。こうした情報機器に対する正しい知識を身に付け、情報活用能力を育成し、情報セキュリティや情報モラルの確保に努めることが重要です。また、情報機器を様々な場面で正しく効果的に活用できる環境を整備していくことも必要です。

#### (3) 地球環境問題

科学技術の進歩や人々の生活スタイルの変化により、地球環境に関する温暖化や食糧、エネルギーなどの様々な問題が深刻化しています。

限りある資源を大切に、地球規模で環境保護に向けて取り組むとともに、身近な郷土の自然にも目を向け、一人ひとりが環境について高い関心を持って行動していくため、環境問題について幅広く学ぶことが求められています。

#### (4) 学校教育

社会の変化に主体的に対応できる知性と感性を備えた人材を育成していくためには、児童生徒一人ひとりに対して、確実に基礎・基本を身に付けさせ、思考力・判断力・表現力を育成する教育を推進し「生きる力」をはぐくむことが求められます。

そのためには、家庭や地域の人々、企業や大学、その他の機関と連携を深め、地域に根差した特色ある学校づくりを行うことが重要です。

また、学校施設については、児童生徒の安心・安全を確保するとともに、災害時は緊急避難場所となるなど重要な役割を担っていることから、計画的な施設・設備の整備を推進していく必要があります。

## (5) 生涯学習

すべての町民が豊かでゆとりのある人生を送るために、子供から高齢者に至るまで、様々な教育活動や社会体験活動、文化芸術活動をとおして、生涯にわたって主体的に学び続けることができるような教育環境の整備が求められています。また、郷土宮代の緑豊かな自然や伝統文化に誇りと愛着を持てるように、文化財や地域の歴史、自然環境などに親しむ機会を充実させていく必要があります。

さらに、高齢化社会を迎え、健康で活力に満ちた生活を送るためには、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会をつくり、健康の保持増進、体力づくりの推進に努めていくことが不可欠です。

## II 計画の全体像

### 基本理念 「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」

宮代町教育委員会は、「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」の実現をめざし、人間尊重の精神を基調として、生涯学習社会を築き、時代や社会の変化に積極的、かつ柔軟に対応した教育を推進するため、教育行政に関する方針と基本目標を次のとおり定めます。

将来像

憧れを未来につなぎ  
生きる力をはぐくむ宮代教育

方針

未来を拓く、心豊かでたくましい  
児童生徒の育成

町民の創意を生かした  
学びの場づくり

基本目標

確かな学力と  
自立する力の  
育成

健康で心豊か  
な児童生徒の  
育成

地域に開かれ  
た質の高い学  
校教育の推進

家庭・地域の  
教育力の向上

生涯学習とス  
ポーツの振興

これらの方針、基本目標に沿って、町民一人ひとりが、人間と環境が調和した景観を創造していきながら、様々な社会環境の変化に対応し、ゆとりと生きがいのある充実した生活を送ることができることを目指します。そして、豊かな感性と創造性に富み、地域社会に貢献できる21世紀を担う心豊かな人間の育成が図られるよう町民の期待に応える教育を推進します。

## 施策の体系

方針1 未来を拓く、心豊かでたくましい児童生徒の育成

基本目標1 確かな学力と自立する力の育成

施策（1）一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の充実	
取り組み	ア 教科指導の充実と指導方法の工夫・改善
	イ 学力学習状況調査等の結果の分析と活用
	ウ 少人数指導・習熟度別指導によるきめ細やかな指導の充実
	エ 中学校区を中心とした特色ある小中一貫教育の推進
施策（2）伝統と文化を尊重し、国際性をはぐくむ教育の推進	
取り組み	ア 伝統と文化を尊重する教育の推進
	イ 外国語活動・英語教育の推進
施策（3）社会の変化に柔軟に対応する学校教育の推進	
取り組み	ア 環境教育の推進
	イ 情報教育の推進
施策（4）特別支援教育の推進	
取り組み	ア 障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適正な就学支援の推進
	イ 特別支援教育体制の確立と交流及び共同学習の推進
	ウ 特別支援教育サポーターの効果的活用

基本目標2 健康で心豊かな児童生徒の育成

施策（1）豊かな心をはぐくむ教育の推進	
取り組み	ア 道徳教育の推進
	イ 豊かな心をはぐくむ体験活動の推進
	ウ 読書活動の充実
	エ キャリア教育・職業教育の推進
施策（2）総合的な不登校対策の推進	
取り組み	ア 教育相談体制の充実
	イ いじめ防止・不登校対策の推進
施策（3）健康・安全教育の推進	
取り組み	ア 交通安全教育の推進
	イ 防災教育の推進
	ウ 防犯教育の推進
	エ 体力向上を図る指導の充実
	オ 学校保健の充実
施策（4）学校教育における人権教育の推進	
取り組み	ア 人権教育推進体制の充実
	イ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

施策（５）学校給食の充実と食育の推進	
取り組み	ア 学校給食の充実
	イ 食育の推進
	ウ 衛生管理の徹底

### 基本目標３ 地域に開かれた質の高い学校教育の推進

施策（１）創意を生かし、家庭・地域に開かれた特色ある学校づくりの推進	
取り組み	ア 学校評議員の活用
	イ 学校教育情報の積極的な発信
	ウ 学校評価の充実
	エ 学校応援団の推進
	オ 家庭・地域と連携した学校の安全対策の推進
施策（２）教職員の資質向上	
取り組み	ア 人事評価制度の充実
	イ 教職員研修の充実
	ウ 教職員モラルの向上
	エ 教職員の健康管理
施策（３）学習環境の整備・充実	
取り組み	ア 学校施設・設備の整備
	イ 教材教具の整備と効果的な活用
	ウ 町立小中学校の適正配置
	エ 就学に対する支援

方針2 町民の創意を生かした学びの場づくり

基本目標4 家庭・地域の教育力の向上

施策（1）家庭の教育力の向上	
取り組み	ア 家庭教育学級活動の推進
	イ 家庭教育への支援
施策（2）青少年健全育成の推進	
取り組み	ア 青少年が健やかに成長できる環境づくりの推進
	イ 青少年体験活動の推進
	ウ 育成団体との連携・支援

基本目標5 生涯学習とスポーツの振興

施策（1）町民の創意を生かした生涯学習の推進	
取り組み	ア 生涯学習の機会の充実
	イ 公民館活動の充実
	ウ 図書館活動とサービスの充実
	エ 文化芸術の振興
施策（2）人権教育の推進	
取り組み	ア 地域社会や職域における人権教育の推進
	イ 人権啓発資料の充実
	ウ 人権教育指導者の育成
施策（3）郷土の伝統文化の継承と新しい町民文化の創造	
取り組み	ア 文化財保護の推進
	イ 遺跡の保護と調査研究の推進
	ウ 文化財の活用と郷土学習の推進
	エ 資料館活動の充実
施策（4）地域スポーツの振興	
取り組み	ア 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
	イ 誰でも気軽に参加できる健康・体力づくり活動の推進
	ウ スポーツ施設の運営と利用促進
	エ 学校体育施設利用の促進
	オ スポーツ指導者の養成と団体支援

### Ⅲ 基本目標ごとの主要施策と取り組み

2つの方針と5の基本目標のもとに、18の主要施策と61の主な取り組みを設定します。

#### 方針1 未来を拓く、心豊かでたくましい児童生徒の育成

##### 基本目標1 確かな学力と自立する力の育成

###### 【施策と取り組み】

###### (1) 一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の充実

###### 【現状と課題】

宮代町の児童生徒の学力は、概ね全国及び埼玉県平均と同程度であります。しかし、質問紙調査では、一部の児童生徒に「勉強は好きではない」という傾向が見られます。また、家庭学習や読書をする時間、就寝時刻、睡眠時間等が課題となっています。

これらの現状を踏まえ、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、知的好奇心を刺激し、目的意識や興味・関心を持たせ、学習意欲を向上させることが必要です。

###### 【方向性】

- 学習指導要領の確実な実施に努め、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させること、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力など主体的な学習に取り組む態度を身に付けさせます。
- 各種学習状況調査等を活用し、児童生徒の学習状況等を把握し、学校の課題改善に向けた取り組みを支援します。
- 児童生徒一人ひとりのよさや可能性を伸ばすため、個に応じたきめ細やかな指導を推進します。

###### 【主な取り組み】

ア	<b>教科指導の充実と指導方法の工夫・改善</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・学習意欲を高め、確かな学力を確実に身に付けさせるため、各種研修会を充実・活性化させ、教科指導の充実を図ります。</li><li>・学力向上推進委員会において、児童生徒の学力向上を図る取り組みを推進します。</li><li>・宮代町教育委員会委嘱研究や年次別授業研究会等を実施して、教員の指導力向上を図ります。</li><li>・課題解決学習、体験活動の充実を図り、児童生徒が主体的、意欲的に取り組む学習活動を展開します。</li><li>・「わかる授業」を展開し、言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力を育成するため、指導方法の工夫・改善を図ります。</li><li>・ICT(※)機器の有効活用を推進し、興味・関心を持たせ、学習意欲の向上を図ります。</li></ul>
イ	<b>学力学習状況調査等の結果の分析と活用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・各種学習状況調査の結果の分析をもとに、学習課題の解決プランを作成し、授業における指導方法の工夫・改善に活用します。</li></ul>

ウ	<p><b>少人数指導・習熟度別指導によるきめ細やかな指導の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導のため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導などによる「個に応じた指導」を進めます。</li> <li>・各小中学校に、町非常勤講師・特別支援教育サポーター(※)・教育相談員などの町独自の職員を配置し、きめ細やかな指導の充実を図ります。</li> </ul>
エ	<p><b>中学校区における特色ある小中一貫教育(※)の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校間の円滑な接続を図ることにより、中1ギャップ(※)を解消し、学習指導、生徒指導の充実を図るため、中学校区ブロックでの小中一貫教育を推進します。</li> <li>・家庭学習推奨リーフレット等を配布し、小中の連携を図りながら、家庭学習の充実を図ります。</li> </ul>

## (2) 伝統と文化を尊重し、国際性をはぐくむ教育の推進

### 【現状と課題】

宮代町では、子供たちがグローバル化に対応していく力をはぐくむため、小学校1年生から、外国語活動(英語)に取り組んでいます。また、各中学校区において『「郷土の偉人島村盛助」を顕彰する英語活動発表会』を実施し、英語に対する興味関心を高めるように工夫をしています。今後は、小中学校9年間をとおした一貫性のある英語学習や国際理解教育をさらに推進していく必要があります。

また、外国人児童生徒や諸事情により日本語の習得が充分でない児童生徒への日本語の指導等、日本の生活に適応できる教育の充実が求められています。

### 【方向性】

- 伝統と文化の理解を深め、尊重し、それらをはぐくんできた我が国及び埼玉、宮代を愛する気風を養います。
- 国際理解教育の推進と、小学校の「外国語活動」・中学校の「外国語教育」を充実し、グローバル化に対応できる児童生徒を育成します。
- 外国人児童生徒、日本語の習得が充分でない児童生徒への日本語指導など必要な支援を行います。

### 【主な取り組み】

ア	<p><b>伝統と文化を尊重する教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮代町郷土資料館や各芸能保存会等、地域の資源を活用しながら、我が国及び埼玉、宮代町の伝統・文化に対する理解を深める学習を、総合的な学習の時間等を活用し推進します。</li> <li>・社会科副読本「みやしろ」を活用し、埼玉、宮代町の偉人や歴史、風土などに関する教育を充実させます。</li> </ul>
イ	<p><b>外国語活動・英語教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語指導助手(※ALT)の適切な配置に努めます。 (平成27年 4月現在 中学校3名&lt;小学校へも派遣&gt;)</li> </ul>

- ・英語指導補助員の適切な配置に努めます。  
(平成27年 4月現在 小学校のべ4名)
- ・外国語(英語)教育研修会等を実施し、全小中学校の英語教育の推進に努めます。

### (3) 社会の変化に柔軟に対応する学校教育の推進

#### 【現状と課題】

宮代町では、学校ICT(※)環境整備の推進を図るため、平成21年度より、校内LAN、50インチデジタルテレビを整備し、デジタル化にも対応しています。これらの情報機器を効果的に活用し、わかりやすく魅力のある授業を実現する必要があります。

また、今まで取り組んできた環境教育を更に充実させ、主体的に何をするべきかを「考え」・「行動」できる、持続可能な循環型社会の一員としての、児童生徒の育成が求められています。

#### 【方向性】

- 持続可能な循環型社会の一員としての意識を高める環境教育等を推進します。
- みどりの学校ファーム(※)をはじめとする児童生徒の体験学習の推進をします。
- 学校ICT環境を整備するとともに、情報化社会の進展に対応できる児童生徒の情報活用能力を育成します。

#### 【主な取り組み】

ア	<p><b>環境教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域の中での様々な体験活動をとおして、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する精神、環境に関する関心等を育成します。</li> <li>・観察、実験を通して科学技術に関する興味を高め、環境に関する問題解決能力を育成します。</li> <li>・地域の農業ボランティアと連携し、みどりの学校ファームの活動の充実に努めます。</li> <li>・学校、家庭での環境を守る活動をより一層推進します。</li> <li>・社会科や理科、総合的な学習の時間等で、環境に関する学習の充実に努めます。</li> </ul>
イ	<p><b>情報教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の情報活用能力を高めるために、発表、記録、要約、報告といった知識・技能を活用して行う言語活動を充実させます。</li> <li>・情報機器についての正しい知識を身につけさせ、家庭と連携しながら情報モラルの育成に努めます。</li> <li>・学校ICT(※)環境の充実に努め、様々な場面で効果的な活用をめざします。</li> <li>・全ての教員がICTを活用した指導ができるよう、研修を充実させます。</li> </ul>

#### (4) 特別支援教育の推進

##### 【現状と課題】

宮代町では、全小中学校に特別支援学級を設置し、特別に配慮を要する子供たちのへきめ細やかな指導を実施しています。また、各校に特別支援教育コーディネーター(※)を配置し、校内体制の充実に努めています。

特別支援教育巡回相談(サポートチーム巡回相談)を活用し、個別の支援を要する児童生徒に対し、具体的な支援の方向性について学校を支援しています。さらに、保幼小中連携による一貫した教育ができるように就学支援委員会を設置し、児童の就学支援の充実に努めています。今後は、発達障がいへの正しい理解を深め、連続性のある多様な学びの場の充実に取り組んでいく必要があります。

##### 【方向性】

- 個に応じた支援ができるように、就学支援委員会の充実に努めます。
- 特別支援教育コーディネーターを中心として、各学校で個別の支援を必要とする児童生徒に対して共通理解を図るとともに、支援体制の充実に努めます。
- 特別支援教育コーディネーターと学級担任、また、関係機関との連携を図り、特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた教育や相談活動を推進します。
- 特別支援学級等の整備充実に努めます。

##### 【主な取り組み】

ア	<b>障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適正な就学支援の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・各学校と連携を密にし、個別の支援が必要な児童生徒を早期に発見し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育に努めます。</li><li>・関係諸機関(子育て応援室、特別支援学校)との連携を図り、町の就学支援委員会の充実に努めます。</li></ul>
イ	<b>特別支援教育体制の確立と交流及び共同学習の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・宮代特別支援学校・春日部特別支援学校の交流、小中学校間の支援籍(※)学習や交流活動を推進します。</li></ul>
ウ	<b>特別支援教育サポーター(※)の効果的活用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別支援教育サポーターを各小学校に配置し、特別に配慮を要する児童に対しての適切な支援を行います。</li></ul>

## 基本目標 2 健康で心豊かな児童生徒の育成

### 【施策と取り組み】

#### (1) 豊かな心をはぐくむ教育の推進

##### 【現状と課題】

家庭や地域の教育力の低下とともに、規範意識や人間関係の希薄化が指摘されています。宮代町においても、この傾向が見られます。このような実態の中、子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくむため、家庭と連携し、学校の教育活動全体を通じた教育の推進が求められています。

宮代町では、11月19日を「宮代道徳の日」と設定し町内全小中学校で道徳教育の充実に取り組んでいます。これからも、子供たちの豊かな体験活動を充実させ自己肯定感や豊かな心をはぐくむ必要があります。

##### 【方向性】

- 児童生徒が自己の能力や個性を最大限に発揮できるよう指導の充実に図ります。
- 「教育に関する3つの達成目標（規律ある態度）」の取り組みを推進します。
- 道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制を整備し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。
- 子供たちの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、体験活動を推進します。
- 小学校段階からの教育活動全体を通じ、組織的・系統的な進路指導、キャリア教育(※)の充実に図ります。

##### 【主な取り組み】

ア	<b>道徳教育の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・埼玉県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を利用するなど、小中学校において発達段階に応じた道徳教育の充実に図ります。</li><li>・道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを進めます。</li><li>・学校にうるおいや豊かさを与える掲示教育の充実に努めます。</li></ul>
イ	<b>豊かな心をはぐくむ体験活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・幼児とのふれあいを含む世代間交流、自然体験、職場体験、福祉体験等、体験活動を推進します。</li><li>・様々な体験活動を通して達成する喜びを味あわせることによって自尊感情の高揚を図ります。</li></ul>
ウ	<b>読書活動の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校図書館の蔵書を増強し、朝読書の推進など読書の楽しさを体得させる取り組みを進めます。</li><li>・町立図書館やボランティア団体と連携し、読み聞かせやブックトークなどを実施し、児童生徒の読書活動の充実に図ります。</li></ul>

エ	<p><b>キャリア教育(※)・職業教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、各機関との連携を図りながら、発達段階に応じた進路指導・キャリア教育を推進します。</li> <li>・生徒がより適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を充実させます。</li> <li>・各中学校において、地域の企業や施設などにおける職場体験を通して勤労観・職業観を育成します。</li> </ul>
---	--

## (2) 総合的な不登校対策の推進

### 【現状と課題】

子供たちの周りで起こっている不登校・問題行動の原因の一つとして規範意識や人間関係の希薄化が指摘されています。これらの課題解決に向け、学校・家庭・地域が子供たちの状況をよく見極め、家庭と連携して、一貫性を持った適切な対応の中で、「豊かな心」の育成が求められます。

また、「小1プロブレム(※)」や「中1ギャップ(※)」、「学級がうまく機能しない状況」などへの対応も課題となっています。そのため、毎月の長期欠席調査や学校訪問をとおして、早期発見・早期対応の取り組みが必要です。

### 【方向性】

- 学校や家庭での問題行動や不登校の未然防止・早期発見・早期対応に向けた取り組みを行うとともに、関係機関と連携した教育相談活動等、組織的な対応を推進します。
- 宮代町教育相談室の機能を充実させ、学校との連携を図る中で、不登校児童生徒の心のケアに努め、学校復帰へ向けての支援を充実します。
- 各小中学校の校内指導体制を確立し、教育活動の充実をとおして、児童生徒が学校に居場所があると感じられるような生徒指導を推進します。

### 【主な取り組み】

ア	<p><b>教育相談体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校に不登校対策学習支援員・さわやか相談員・ボランティア相談員を配置し、小中学校の連携を図りながら、教育相談体制を整備します。</li> <li>・教職員や児童生徒の交流により、保幼小中の連携を密にし、小中一貫教育(※)を推進し、円滑な接続を図り、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等の解消に向けて取り組みます。</li> <li>・各中学校に設置している「さわやか相談室」と連携を図り、学校全体としての教育相談体制を充実させます。</li> </ul>
イ	<p><b>いじめ防止・不登校対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町非常勤講師として不登校対策学習支援員を各中学校に1名配置します。</li> </ul>

- ・全児童生徒に対する不登校の児童生徒割合を少なくします。  
(不登校の児童生徒 H25は12人 → H26は16人)
- ・宮代町教育相談室との連携を強化し、きめ細やかな教育相談体制を実施します。
- ・宮代町いじめ・不登校対策連絡会議(※)を実施し、各校の課題や成果ある取り組みについての共有化を図ります。

### (3) 健康・安全教育の推進

#### 【現状と課題】

新体力テストの結果では、学校体育・部活動・家庭との連携の成果もあり、県平均と比べ、宮代町の子供たちの体力はおおむね良好といえます。しかし、一方では就寝時間が遅いなど、一部の子供たちの生活習慣の乱れが指摘されています。また、性に関する問題行動、薬物乱用防止など生徒指導上の問題とも関連した現代的な課題にも取り組んでいくことが求められています。

安全教育に関しては、東日本大震災の反省を踏まえ、大規模な災害が発生した場合の、各小中学校の防災計画の見直し、様々な自然災害や火災などの場面に応じて、避難経路や家庭への連絡体制、通学路の安全確認などの緊急時の対応マニュアルの見直しを行っています。また、通常の学校生活の中では、施設設備について定期的日常的また臨時的に安全点検を実施し、事故防止に努めています。登下校時は、スクールガード・リーダー(※)や学校応援団(※)、交通指導員の方等地域・保護者のみなさんと学校が連携し、児童生徒の安全を見守っています。

今後、学校においては、学校保健安全計画に基づき、校内の指導体制の見直しが求められます。また、「自分の身は自分で守る」という言葉のとおり、児童生徒自身の危機対応能力の基礎を培うことが重要です。

#### 【方向性】

- 「埼玉県の体力の施策指標」の取り組みを推進します。
- 学校を核に、家庭や地域と連携しながら、体力向上に取り組めます。
- 学校、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関が連携して、健康教育を充実します。
- 性に関する問題行動や薬物の乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。
- 危機管理体制の整備・充実を図ります。
- 「自分の身は自分で守る」という危機対応能力の基礎を培う安全教育を充実します。
- 関係諸機関との連携と、地域ぐるみで安全確保に努めます

#### 【主な取り組み】

ア	<p><b>交通安全教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校安全教育に関する計画を作成し、交通安全教室など、適切に実施します。</li> <li>・杉戸町警察署と連携し、町内の小学校4年生対象に自転車運転免許制度を導入し、児童の自転車事故「0」を目指します。</li> </ul>
---	--

イ	<b>防災教育の推進</b> ・防災マニュアル・危機管理マニュアル等を活用した防災教育の実施により、危機対応能力の基礎が身に付けられるように努めます。 ・メールによる地域ネットワークを活用し、保護者に防犯・防災情報を提供します。
ウ	<b>防犯教育の推進</b> ・学校応援団(※)や関係機関と連携・協力し登下校の安全パトロールの実施等、学校安全活動に取り組みます。
エ	<b>体力向上を図る活動の充実</b> ・児童生徒一人ひとりの「体力」向上目標値を設定し、授業や体育的活動・運動部活動の充実、家庭との連携に取り組みます。 ・宮代町小中学校体力向上推進委員会の成果を町内の学校に広めます。
オ	<b>学校保健の充実</b> ・学校保健安全計画を作成し、各家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、児童生徒の基本的な生活習慣の定着や、健康管理への取り組みなど学校保健活動を充実させます。

#### (4) 学校教育における人権教育の推進

##### 【現状と課題】

人間関係の希薄化や大人社会のモラルの低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめ、虐待など、人権に係る問題が発生しています。

このような中、子供の発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚を身に付けさせることが大切です。

##### 【方向性】

- 人権教育を推進するための指導者を養成するとともに、人権感覚の育成を図るための指導内容・指導方法を工夫・改善します。
- いじめ問題の根絶に取り組みます。
- 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

##### 【主な取り組み】

ア	<b>人権教育推進体制の充実</b> ・宮代町人権教育推進協議会の活動と連携し、宮代町内全小中学校へ、人権作文・人権標語・人権ポスター等の募集を行い、児童生徒の人権意識を高めます。 ・人権教育に関する研修会を計画的に実施し、教職員の人権感覚の向上を図ります。
イ	<b>人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善</b> ・児童生徒の豊かな心や人権感覚をはぐくむため、「宮代道德の日」を設定し、年間をとおして、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、「人権感覚育成プログラム」（埼玉県教育委員会）の普及を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育ファシリテーター(※)や人権教育主任を対象にした研修会を各関係機関と連携して実施し、各小中学校の人権教育を推進します。</li> <li>・高齢者や障がい者、同和問題など個別の人権課題に対応した指導の充実を図ります。</li> </ul>
--	---

## (5) 学校給食の充実と食育の推進

### 【現状と課題】

学校給食は、栄養バランスの取れた食事をとおして自ら健康を管理していく力を身に付ける場でもあり、学校生活に潤いを与えるとともに友達や先生とのコミュニケーションを深めるためにも重要な役割を果たしています。また、食を通じて郷土理解や食文化に触れ、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解し、「食育」を実践する機会です。安心・安全な学校給食の提供のために、調理場の衛生管理、安心・安全な食材の確保、食物アレルギーへの対応など十分に配慮が求められます。

### 【方向性】

- 安心・安全でおいしい給食を提供するために使用食材の安全確保、食品衛生管理の徹底、新鮮な地場産物や旬の食材の導入に努めます。
- 栄養のバランスがとれた魅力ある給食を目指し、献立の工夫や改善を図り喫食率の向上に努めます。
- 学校給食を通じて食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたり心身の健康を保持・増進することができるよう食育の推進に努めます。

### 【主な取り組み】

ア	<p><b>学校給食の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・献立の充実により栄養のバランスがとれた給食を提供し、児童生徒の健康増進や体力の向上を目指します。</li> <li>・新鮮で安全な地場産物や四季折々の旬の食材を積極的に導入します。</li> <li>・食物アレルギーのある児童生徒に対して、個別面談等を実施するなどして、保護者との連携を図って対応します。</li> <li>・安心・安全な給食を提供するため、食材の充実や施設の衛生検査の実施等により一層の衛生管理に努めます。</li> </ul>
イ	<p><b>食育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食の解消に取り組みます。</li> <li>・学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、研修を充実します。</li> <li>・学校給食における地場産物の活用を推進し、食に対する理解・関心を高めます。</li> </ul>

## 基本目標 3 地域に開かれた質の高い学校教育の推進

### 【施策と取り組み】

#### (1) 創意を生かし、家庭・地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

##### 【現状と課題】

子供たちへの教育を地域の豊かなつながりの中で推進するためには、地域の教育力を学校へ取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に地域や家庭に働きかけることが重要です。そのために、「学校応援団(※)」の取り組みを推進し、児童生徒の健全育成を図るために地域に開かれた特色ある学校づくりに努める必要があります。

これらの取り組みにより、学校の教育力が高められるとともに、家族や地域の絆が深められることが期待されます。

##### 【方向性】

- 学校の教育活動充実のために「学校評議員制度(※)」の活用や、「学校応援団」の組織化に  
取り組むなど、地域と家庭との連携による学校づくりを推進します。
- 「彩の国教育の日」における取り組みの推進などにより、学校をより開かれたものにする  
とともに、学校・地域・保護者・児童生徒の実態に応じた特色ある学校づくりに努めます。
- PTA活動等を充実させ、学校と保護者・地域との連携を深め、宮代町の児童生徒のための  
教育支援体制を整備します。

### 【主な取り組み】

ア	<b>学校評議員の活用</b> ・学校評議員を活用し、地域に信頼される学校づくりを推進します。
イ	<b>学校教育情報の積極的な発信</b> ・「彩の国教育の日」及び「彩の国教育週間」の取り組みとして、学校の教育活動を保護者や住民にホームページ等で公開するなどし、学校教育に対する住民の関心を高め、理解を深めます。
ウ	<b>学校評価(※)の充実</b> ・学校評価を活用し、学校や地域等の実態を的確にとらえ、特色ある学校づくりを推進します。
エ	<b>学校応援団の推進</b> ・学校における学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして保護者や地域の方々の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の育成を推進します。
オ	<b>家庭・地域と連携した学校の安全対策の推進</b> ・スクールガード・リーダー(※)や学校応援団との連携を密にし、児童生徒の安全な登下校及び地域での防犯や交通事故防止に努めます。

## (2) 教職員の資質向上

### 【現状と課題】

優れた指導力と使命感を兼ね備えた教員の育成は、学校の教育力の向上にとって必須条件です。様々な教育課題に対応するためにも、教職員研修の充実を図り、資質・能力を向上させることが不可欠です。そのために、一人ひとりのライフステージに応じた研修を実践するとともに、その力を学校の活性化に生かすことが重要です。また、教員は、授業など直接児童生徒と接するだけでなく、事務的な業務など多岐にわたり多忙であるため、子供と向き合うための環境づくりを進める必要があります。さらに、埼玉県においても教職員の精神疾患による休職者が増加傾向にあるため、宮代町としても適切な対応が必要となっています。

### 【方向性】

- 人事評価制度を充実し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
- ライフステージに応じた教職員研修の充実をとおして人材を育成します。
- 教職員の心身の健康保持に取り組みます。

### 【主な取り組み】

ア	<b>人事評価制度の充実</b> ・人事評価制度を充実させ、適切な目標設定による教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
イ	<b>教職員研修の充実</b> ・町教育委員会委嘱研究指定により、各校の校内研修の充実を図り教職員の指導力の向上を図ります。 ・計画的な授業研究会を設け、指導法の改善に取り組みます。 ・町非常勤講師・特別支援教育サポーター(※)・英語指導員等、町費負担の教職員を配置し、個別に指導を要する児童生徒への対応など、一人ひとりの児童生徒に対応した教育活動を推進します。
ウ	<b>教職員モラルの向上</b> ・サービスの徹底を図り、信頼される教職員の育成に取り組みます。 ・各小中学校に設置されている倫理確立委員会の、一層の活性化を図ります。 ・課題がある教員には、改善のための研修を行うなど、厳正に対応します。
エ	<b>教職員の健康管理</b> ・「教職員定期健康診断」の実施、「メンタルヘルス研修会」、「こころの健康講座」への参加を推進します。 ・休暇の取得や福利厚生事業への積極的な参加を図ります。

### (3) 学習環境の整備・充実

#### 【現状と課題】

宮代町の学校施設の多くは建設後30～40年が経過し、老朽化が進んでいるため、施設・設備の維持修繕の需要は年々増加しています。安心・安全で快適な学習環境を実現するために適切な維持管理に努めるとともに、ICT(※)機器をはじめとする教材教具の整備・充実を図ることで、子供たちの学習意欲を向上させることが求められています。

また、これら学校施設は近い将来更新(建替え)が見込まれていますが、人口減少社会といわれる今日、児童生徒数も減少が進み、学校施設の更新にあたっては「規模」と「配置」の適正化も考えていく必要があります。

#### 【方向性】

- ICT機器をはじめとする教材・教具の整備を推進します。
- 学校図書館の整備を進め、蔵書の増強を目指します。
- 就学援助について周知し、支援体制を充実します。
- 将来の人口減少と学校施設の老朽化を見据え、適正規模・配置の実現を目指します。

#### 【主な取り組み】

ア	<b>学校施設・設備の整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・老朽化した学校施設の維持修繕と改修により環境改善に努めます。</li><li>・施設・設備の定期的な安全点検を実施します。</li></ul>
イ	<b>教材教具の整備と効果的な活用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒の学ぶ意欲を向上させ、わかりやすい授業を展開するために、コンピュータをはじめ、様々な教材教具を整備、充実させます。</li><li>・教材教具の使用方法についての研修を実施し、有効な活用法を広めます。</li><li>・郷土資料館等、町の施設も有効な教材と捉え、体験的な活動等に連携して取り組んでいきます。</li></ul>
ウ	<b>町立小中学校の適正配置</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「町立小中学校適正配置に関する基本方針」に基づき、将来の児童生徒数の減少と学校施設の老朽化による更新(建替)需要に対応した、学校施設の規模と配置の適正化による教育環境の向上を図ります。</li><li>・学校を核とした地域づくりを推進するため「多機能化」を検討します。</li></ul>
エ	<b>就学に対する支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・就学援助について周知し、経済的負担を軽減することで保護者を支援します。</li></ul>

## 方針2 町民の創意を生かした学びの場づくり

### 基本目標4 家庭・地域の教育力の向上

#### 【施策と取り組み】

##### (1) 家庭の教育力の向上

#### 【現状と課題】

都市化や核家族化、雇用環境の変化などにより地域的なつながりや人間関係が希薄化し、親が子育ての仕方や悩みを相談する相手がいないなど、子育て世代を取り巻く環境が大きく変化しています。これらの課題を解決し、家庭の教育力を高めるために、「宮代町子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りながら、様々な体験活動の環境づくり、地域ぐるみの子育て環境づくりのため、地域における自主的な学習やサークル活動、ボランティア活動などの支援を行う必要があります。

#### 【方向性】

- 子育て支援サークルの育成と地域ネットワークづくりを推進します。
- 放課後や週末の子どもの居場所づくりを推進します。
- 住民ボランティアの育成と活用を進め、地域の教育力を高めます。

#### 【主な取り組み】

ア	<b>家庭教育学級活動の推進</b> ・保護者の家庭における本来の役割（子供の社会性の育成など）が果たせるよう、関係機関と連携して、子育てについて学習する機会を充実させます。 ・家庭教育学級、家庭教育講座、親の学習など基礎学習機会の提供をします。
イ	<b>家庭教育への支援</b> ・関係機関と連携して、町の豊かな自然や各施設などを活用し、児童生徒の体験活動の機会を提供します。

##### (2) 青少年健全育成の推進

#### 【現状と課題】

青少年を取り巻く環境は、少子高齢化・核家族化、ひとり親家庭の増加、社会の階層化等が進行するなかで、大きく変化しています。また、インターネット社会等の情報化の進展は、積極的な地域貢献に取り組む青少年が増加する一方、人間関係を希薄化させ、犯罪の低年齢化・非行・不登校・ひきこもり・ニートなどさまざまな問題が深刻化しています。このような課題に地域全体で取り組み、解決に向けて地域資源を活用した青少年の体験活動の場づくり、人と人の絆を深めるための取り組みや青少年育成関係団体の活性化が必要です。

#### 【方向性】

- 青少年教育を推進します。
- 相談・指導体制の充実のための支援をします。
- 青少年関係団体等の活動促進と支援を行います。

【主な取り組み】

ア	<b>青少年体験活動の推進</b> ・町内の施設や近隣の大学との連携のもと、「子ども大学(※)」など学習機会を創出します。
イ	<b>育成団体との連携・支援</b> ・青少年健全育成に直接関わるボランティア活動の支援をしていきます。 (ボランティア団体は、青少年相談員、青少年育成推進員、ジュニアリーダー、ボーイスカウトなど。)

## 基本目標 5 生涯学習とスポーツの振興

### 【施策と取り組み】

#### (1) 町民の創意を生かした生涯学習の推進

##### 【現状と課題】

宮代町では、住民一人ひとりの生涯学習社会の実現のため、多様な学習機会の提供に努めています。これからも住民の主体的な学習への取り組みを尊重しながら、学習環境の拡充に努めていく必要があります。

宮代町立図書館は、指定管理者制度を活用し、効果的かつ効率的に、各種サービスを展開しています。しかし、インターネット等の普及による「活字離れ」「読書離れ」が危惧されています。今後も読書環境を整備し、図書サービスに努めていく必要があります。

##### 【方向性】

- 既存の文化団体やサークル等の主体的な学習活動を支援するとともに、新たな団体やサークルの育成に向けた環境づくりに取り組みます。
- 乳幼児期から高齢期まで生涯の各時期に応じた学習課題に関する学習機会の充実を図るとともに、今日的課題に対応した社会教育プログラムを開発し、提供していきます。
- 生涯学習に係る各行政部局及び他機関との相互協力とネットワーク形成を推進します。
- 宮代町立図書館では、乳幼児から高齢者まで幅広い層に対応した読書環境の整備、読書活動および関連サービスの促進、質の高い蔵書構成の維持に取り組みます。

### 【主な取り組み】

ア	<p><b>生涯学習機会の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の学習ニーズに即した事業の展開を図るとともに、指導者の確保・養成など、人材の確保に努めます。</li> <li>・乳幼児期から高齢期までの生涯の各時期に応じた、学習課題に関する学習機会の充実を図ります。</li> <li>・NPOや大学研究機関などの専門的知識・技術を活用しつつ、今日的課題に対応した社会教育プログラムを開発し、提供していきます。</li> <li>・社会教育関係団体（文化協会・PTA・ボーイスカウトなど）等への支援とネットワークづくりを推進します。</li> <li>・日本工業大学との連携協力に関する包括的協定をもとに、各種の生涯学習講座を実施していきます。</li> <li>・高齢者の社会参加や学習機会を充実するため、「みやしろ大学(※)」の拡充と活用を促進します。</li> </ul>
イ	<p><b>公民館活動の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館活動や団体サークル活動が、地域社会の一員として、地域課題の解決につながる活動になるよう支援していきます。</li> <li>・公民館の施設や設備の日常的なメンテナンスを行います。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防など関係機関の協力を得て、避難訓練を実施するとともに、対応マニュアルを整備更新します。</li> </ul>
ウ	<p><b>図書館活動とサービスの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児から高齢者に至るまで多様なニーズに応えることできる蔵書構築及びサービスを展開し、生涯を通じて利用できる図書館を目指します。</li> <li>・利用者が必要な資料や情報を効率的に得ることができるよう職員のレファレンス(※)能力の向上を図ります。</li> <li>・「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書環境の整備を図ります。</li> <li>・町立図書館のサーバーで学校の蔵書データを管理し、司書教諭との連絡会の開催や研修を支援します。</li> <li>・「ボランティア養成講座」、「読み聞かせ講座」の実施により読書協力ボランティアを養成すると共に継続的な支援を行い、技術の向上と活動の場を提供します。</li> </ul>
エ	<p><b>文化芸術の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民文化祭等の開催を中心として、文化・芸術の発表の場を提供していきます。</li> <li>・住民の主体的な活動の取り組みに対して協力し、支援します。</li> </ul>

## (2) 人権教育の推進

### 【現状と課題】

宮代町では、これまでも様々な人権問題の解決に向けた啓発や教育を推進してきましたが、さらなる人権意識の向上が必要となります。今後は住民ニーズをふまえ、住民にわかりやすく継続的かつ柔軟に人権教育を推進していくことが課題となります。

### 【方向性】

- 宮代町人権教育推進協議会を中心に町全体で人権教育を推進します。
- 地域社会や職域における人権教育を推進します。
- 人権尊重意識の向上に努めます。

### 【主な取り組み】

ア	<p><b>地域社会や職域における人権教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮代町人権教育推進協議会を中心に各種団体に呼びかけ、人権教育実践交流会や同和問題をはじめとする人権問題に関わる講演会を開催します。</li> <li>・PTA、高齢者の団体、社会教育関係団体、町教職員、町職員及び町内企業等を対象とした研修会を開催するとともに、研修機会の提供（啓発資料、指導者の派遣）に努めます。</li> <li>・近隣市町と連携した、人権問題への取り組み等を通じ、地域住民の人権意識の向上と正しい理解を図ります。</li> </ul>
イ	<p><b>人権啓発資料の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内小中学校児童生徒による人権をテーマにした作文・標語・ポスターを募集し、応募作品を人権文集「あおぞら」や啓発用品に掲載して、身近な人権啓発をします。</li> <li>・市販の人権啓発資料を活用し、広く人権啓発に努めます。</li> </ul>

ウ	<b>人権教育指導者の育成</b> ・各種講習会・研修を通じて指導者の養成に努めます。
---	--

### (3) 郷土の伝統文化の継承と新しい町民文化の創造

#### 【現状と課題】

文化財は、地域の歴史・文化などを正しく理解するうえで欠くことのできないものであり、将来の発展・向上への礎となるものです。そして、貴重な文化財が滅失する前に、その価値を明らかにし、保護の措置を講ずることが必要といえます。

郷土資料館は、宮代町の歴史、民俗、文化に関する資料の収集、保存、調査および研究を行うとともに、生涯学習の発展のための一翼を担う学習施設となるべく、資料館活動の充実が必要です。

#### 【方向性】

- 貴重な文化財を適切に保護保存していくため必要な調査体制を整備し調査研究を進めます。
- 開発事業との調整を図りつつ、遺跡の保護に努め、住民が文化財に親しみ、郷土を誇りに思う心や郷土を愛する心をはぐくむために、文化財の積極的な活用を図ります。
- 歴史や地域文化の発信を図るため、様々な文化財を活用した郷土学習を推進します。
- 町民の地域アイデンティティの確立や地域に誇りを持ち、町を大切に作る人づくりや町のイメージアップにつながる歴史的・文化的発信の場となるよう資料館事業を発展させます。

#### 【主な取り組み】

ア	<b>文化財保護の推進</b> ・宮代町の歴史・伝統・文化を理解するため、研究を行うとともに、研究成果の発信と提供を推進します。 ・文化財保護委員会の意見を基に、重要な資料は町指定文化財としての保護・保全を推進します。 ・文化財巡り、文化財見学会等を実施し、文化財や自然・風土に直接触れる機会を拡充します。
イ	<b>遺跡の保護と調査研究の推進</b> ・開発に伴う遺跡範囲確認調査を充実します。 ・開発により失われてしまう埋蔵文化財の記録保存調査（発掘調査）を推進します。 ・普及啓発用パンフレット類を充実させ、遺跡の周知を図ります。
ウ	<b>文化財の活用と郷土学習の推進</b> ・宮代の魅力を発信するため、一般見学・社会科見学・体験学習等の利用に対応し、旧加藤家住宅、旧斎藤家住宅などを活用した事業展開を推進します。 ・文化財のPRを兼ねた文化財案内板や散策マップ等の刊行を推進し、見学者への利便性向上に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土史講座や歴史ウォーク等、文化財を活用した郷土学習事業を促進します。</li> <li>・伝統的な行事や先人の知恵を伝える体験学習を推進します。</li> </ul>
エ	<b>資料館活動の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究した成果を元に特別展・企画展を実施します。</li> <li>・旧加藤家住宅を中心とした季節展示を充実します。</li> <li>・資料館への社会科見学、学校へ出前授業など資料館と学校の連携を充実します。</li> <li>・資料館のリーフレットやパンフレット等を刊行し、積極的な啓発をします。</li> <li>・島村盛助をはじめとする郷土の偉人の調査・研究を進め、その成果を展示等により紹介します。</li> </ul>

#### (4) 地域スポーツの振興

##### 【現状と課題】

近年、子供の体力低下や肥満、高齢化の進行に伴う健康寿命の延伸が大きな課題となっています。これらを解決する上で、スポーツは、体を動かす喜びや心身の健全な発達、健康や体力の増進、精神的な充実感の獲得、生活習慣病の予防などの効果を持ち必要不可欠なものとなっています。また、スポーツは、人・地域間の交流を促進し、地域の連帯感の醸成にも欠かせないものとなっており、日頃からスポーツに親しみ、体を動かす習慣をつくるのが健康な体や住みやすい地域づくりを推進する上で、ますます重要なものとなっています。

##### 【方向性】

- 学校と地域における児童生徒の体育・スポーツ活動を充実します。
- 生涯にわたるスポーツ活動を推進します。
- 豊かなスポーツライフを支える環境づくりを進めます。
- オリンピック・パラリンピック開催を契機にスポーツに親しむ機運を高めます。

##### 【主な取り組み】

ア	<b>生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する住民のスポーツ活動やニーズに対応した各種の教室・イベント等の充実に努めます。</li> <li>・スポーツのきっかけづくりとして、だれでも気軽に参加できる教室等の開催に努めます。</li> </ul>
イ	<b>誰でも気軽に参加できる健康・体力づくり活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ団体等との連携により、住民のスポーツ活動を促進するため、推進体制の強化を図ります。</li> <li>・ぐるる宮代では、指定管理者との連携及び検証により、自主事業等の充実に努め、あらゆる年代に対応した事業を展開します。</li> <li>・スポーツ少年団等の活動を支援し、スポーツを通じて青少年の健全育成を図ります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・スポーツ団体との連携を図り、児童生徒のスポーツ活動の充実を目指します。</li> <li>・健康増進のための高齢者・障がい者向けプログラムの充実とサポート体制の整備に努めます。</li> <li>・身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ(※)の設立や運営を支援します。</li> </ul>
ウ	<p><b>スポーツ施設の運営と利用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ活動の場を確保するため、既存施設の運営・管理を充実させ、安全な利用環境の向上に努めます。</li> <li>・指定管理者による管理運営の充実と積極的なスポーツ事業の展開を促し、民間のノウハウを生かした質の高いサービスの提供を図ります。</li> <li>・スポーツ関係団体との連携による情報の提供に努めます。</li> </ul>
エ	<p><b>学校体育施設利用の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育施設開放事業の促進と施設の有効活用など、さらなる効率的運営に努めます。</li> <li>・高校、大学のスポーツ施設の地域への開放や有効利用について検討します。</li> </ul>
オ	<p><b>スポーツ指導者の養成と団体支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進委員の資質向上と活性化に努めます。</li> <li>・協働パートナーとしての体育協会等との連携を強化し、スポーツを通じて町の活性化を図ります。</li> <li>・生涯スポーツと学校スポーツの連携を深め、スポーツ団体等による部活動などのサポートに努めます。</li> </ul>

## IV 計画を推進するために

### 1. 社会との関係、支援と協力

#### (1) 地域との連携

子供たちは、学校や家庭だけではなく、地域の中での様々な活動を通して社会性がはぐくまれます。また、子供たちの安心・安全の確保のためには、地域ぐるみの防犯体制が必要です。さらに、地域の教育力を高め、住民相互のつながりを深めあうことによって、安心・安全に子育てができる環境づくり、犯罪や非行に対する地域の抑止力が高められます。

そのためには、学校・家庭・NPO・大学・企業や自治会などの様々な関係団体との連携・協力が不可欠です。

#### (2) 家庭との連携

家庭教育は、子供が成長する過程で基礎となる、基本的な生活習慣や社会的ルールを身に付けるうえで重要な役割を果たします。近年では核家族や労働形態の多様化、地域コミュニティの希薄化等により、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談、情報交換できる場が少なくなっています。学校と家庭、地域が一体となって連携・協力関係を深めるとともに、安心して子育てできる環境づくりを推進していきます

#### (3) 企業や大学等、他機関との連携

宮代町では、協働の町づくりの一環として、町内にある日本工業大学（平成 21 年 1 月）、隣接する春日部市の共栄大学（平成 24 年 3 月）との間で「連携協力に関する包括協定」を締結しました。日本工業大学との連携事業では、平成 23 年度から小学生の知的好奇心を満足させる学びの機会「子ども大学みやしろ(※)」をはじめ、60 歳以上を対象とした「みやしろ大学(※)」での講座など幅広い世代の学び場が設けられています。また、共栄大学との連携では、平成 26 年度より「あそべんちゃーわーど」への協力として教員養成課程の学生を中心として自然体験活動の企画運営に参加していただくなど、行政と大学双方の強みを活かした青少年育成の場が形成されています。今後も、現行の講座内容等の改善とともに、更なる連携先の拡大等にも取り組んでいきます。

さらに、中学校の社会体験・キャリア教育(※)の一環として、中学 1・2 年生が、町内外の事業所の協力により、販売、接客等様々な職業を体験する活動も行っています。こうした地域の教育力を学校に取り込むことにより、学校の教育力が高まり、地域の絆が深まることが期待されます。

## 2. 学校や社会教育施設の活動、連携・協力体制の推進

### (1) 学校の活動

子供たちの豊かな人間性の形成と安心・安全の確保のためには、学校と家庭、地域が一体となって子供を育成する体制を整備することが不可欠です。

そのためには、地域住民の学校教育への参画の促進と学校教育に対する理解を深める取り組みを促進するとともに、住民のボランティア団体と積極的に連携し、地域の教育力を結集して、地域全体で学校を支える教育支援体制を整備します。

### (2) 社会教育施設の活動

現在町内には、生涯学習・地域活動の拠点施設として公民館、図書館、郷土資料館が設置されています。

公民館では、住民の主体的な生涯学習を支援するとともに、その取り組みが町全体で社会教育活動に発展していくことを目的に、施設運営を行っています。

図書館では、資料提供のほか、各種講座や講演会、お話し会等の読書普及活動を実施しています。また、保健センターとの連携により、子供の成長過程に適した読書推進活動として「ブックスタート事業(※)」を実施するなど、他機関とも連携・協力して事業を展開しています。

郷土資料館では、宮代町の歴史、民俗、文化に関する資料の収集・保存・調査研究を行うとともに、それらの成果を活用した展示や講座教室、催し物を行っています。その一環として社会科見学や出前授業など、学校教育と連携・協力した事業を展開しています。

今後も、学校教育や地域との連携・協力体制を強化し、地域に根差した教育活動を行うとともに、町部局や他機関とも連携した横断的な事業展開を実践していきます。

## V 計画期間中の成果目標

この基本本計画に掲げられた「方針」並びに「基本目標」を達成するため、各施策、取り組みの中から達成度を表す「指標」を設けました。

### 方針1 未来を拓く、心豊かでたくましい児童生徒の育成

基本目標1 確かな学力と自立する力の育成		
施策指標	平成26年度	平成32年度
基礎学力定着度 全国学力学習状況調査において 全国平均を上回る科目の割合	小学校 75% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
埼玉県学力学習状況調査において 埼玉県平均を上回る科目の割合	未実施	小学校 100% 中学校 100%
郷土の偉人「島村盛助」を顕彰する英語活動 発表会	各中学校区単位	各中学校区単位
環境教育 宮代江戸の日・キッズエコサミットの実施	毎年度実施	毎年度実施
ICT機器を活用して授業ができる教員の 割合（文部科学省調査）	65%	90%以上
支援籍交流活動の実施校	小中学校全校	小中学校全校

基本目標2 健康で心豊かな児童生徒の育成		
施策指標	平成26年度	平成32年度
小中学校における読書活動	小学校 2冊/月 中学校 1冊/月	小学校 4冊/月 中学校 2冊/月
不登校（年間30日以上）児童・生徒数 の割合	小学校 0.3% 中学校 1.5%	小学校 0% 中学校 0%
体力テスト 5段階絶対評価で上位3ランク（ABC） の児童生徒数割合 （埼玉県目標値 小80% 中85%）	小学校 83% 中学校 87%	小学校 85%以上 中学校 90%以上
「学校が楽しい」と思う児童生徒の割合 （全国学力学習状況調査）	小中学校 84%	小中学校 100%
朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学校 94.9% 中学校 91%	小中学校 95%以上

基本目標3 地域に開かれた質の高い学校教育の推進		
施策指標	平成26年度	平成32年度
各小中学校のホームページ毎月更新校	小学校2校 中学校1校	小中学校全校
委嘱研修の実施	小中学校全校	小中学校全校
小中学校トイレ改修※ 洋式化の割合	小中学校 全体平均30%	小中学校 全体平均50%

※並行して、町立小中学校の適正配置による学校施設の更新にも取り組みます。

## 方針2 町民の創意を生かした学びの場づくり

基本目標4 家庭・地域の教育力の向上		
施策指標	平成26年度	平成32年度
学校と連携した家庭教育学級の開催	町教委単独開催 (学校連携なし)	全小学校との 連携開催
宮代郷土かるた(改訂版)の製作	平成7年度製作	平成28年度改訂

基本目標5 生涯学習とスポーツの振興		
施策指標	平成26年度	平成32年度
みやしろ大学への延べ参加者数 受講者満足度	1,152人 90%	1,300人 92%
町立図書館の貸出冊数(宮代町民対象) 利用者満足度	237,425冊 93.6%	244,000冊 95%
人権啓発のための各種研修会の実施	毎年3回	毎年3回以上
文化財案内板の設置	34基	36基
郷土資料館 来館者数	9,321人	10,000人
スポーツ・レクリエーション教室 参加者数	602人	650人
総合型地域スポーツクラブの設置	設立準備	1団体

## VI 資料 用語の解説

行	用語	説明	ページ
あ	ICT	Information and Communication Technology の略称。コンピュータ・インターネット・携帯電話などを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的に指している言葉。	P12
か	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	P21
	学校評価	学校運営を改善し、教育水準を向上させるための手段として行う「自己評価（学校の教職員が行う）」「学校関係者評価（保護者・評議員等が自己評価の結果について評価する）」こと。	P21
	学校ファーム	学校を単位に農園などを設置し、心身共に発育段階にある児童生徒が農作業体験を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取り組み。	P14
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、社会貢献を促し、自分らしい生き方の実現をめざす教育。	P17
	子ども大学	地域の大学やNPO、青年会議所などが連携して子供（小学校4～6年生）の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしぐみを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校とは一味違った課題を取り上げて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。	P25
	外国語指導助手（ALT）	小中学校などの英語の授業で教師を補助する外国人助手のこと。	P13
	学校評議員	校長の求めに応じ学校運営に関して意見を述べる。校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。	P21
さ	小中一貫教育	義務教育期間である小・中学校9年間を通して学校の教育計画に一貫性を持たせた教育の取り組み。取り組みの事例として「一体校」と「連携」があるが、宮代町では中学校区を基本とした小・中学校間の連携を通じて小学校から中学校への接続の円滑化を図っている。	P13

行	用語	説明	ページ
さ	支援籍	障がいのある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。	P33
	小1プロブレム	基本的な生活習慣が身に付いていないなどの課題があるまま小学校に入学する子供たちによって、集団生活が成立せず、授業に支障が生じる状況。	P17
	スクールガードリーダー	学校と連携して子供を不審者から守り、安全に学習できる環境を整えるために担当校を中心に巡回指導などを行う地域学校安全指導員。	P18
	総合型地域スポーツクラブ	学校体育施設や公共体育施設などを拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブ。	P30
	人権教育ファシリテーター	「人権感覚育成プログラム」の学習を計画、準備し、提示、実践する教員のこと。	P20
た	中一ギャップ	小学生から中学生になったとたんに、新しい学校生活（学習や生活の変化）になじめずに不適應を起こし、不登校などが急増する現象のこと。	P13
	特別支援教育コーディネーター	学校内の関係者間の連携協力、特別支援学校などの教育機関、医療機関、福祉機関との連携協力の推進役。	P14
	特別支援教育サポーター	学校生活において特別な配慮が必要な児童に対して、必要なサポートを行なう教職員。	P14
は	ブックスタート	赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。	P32
ま	宮代町いじめ・不登校対策連絡会議	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめ問題に関する施策の推進及び調整を図るために設置された機関。	P18
	みやしろ大学	高齢者の生きがいを高め、健康増進を図り、豊かな地域づくりに資する人材を育成することを目的に実施。	P26
ら	レファレンス	利用者が探している資料や情報を検索・提供・回答するサービスのこと。	P27